

第118回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時

場 所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後5時まで

株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mes.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

目 次

第118回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	15
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告	45

株式会社三井E&Sホールディングス

株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当期は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により大変厳しい事業環境ではありましたが、期初から一貫して「最終利益を絶対赤字にはしない」との強い信念を持って邁進しました結果、1億円ではございますが、黒字化を実現することができました。しかしながら、配当原資を充足するには至らず、誠に遺憾ではございますが、当期の配当は無配とさせていただきます。株主の皆様には、心よりお詫び申しあげます。なお、経営責任を明確にするために、私をはじめ経営陣の報酬減額を継続いたします。

今後は、将来に向けた成長事業の育成へと軸足を移し、株主の皆様の信頼を一刻も早く取り戻すべく取り組んでまいります。「2020年度中期経営計画」に示しましたパワーメカトロニクスへの注力やストック型ビジネスへの転換を加速し、「全ての機械にデジタル価値を付加する企業」を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2021年6月

▶ 企業理念

社会に人に信頼される
ものづくり企業であり続けます

▶ 経営姿勢

新しい価値の創造を顧客と共に実現します
健全な財務体質と堅実な利益を追求します
健康で安全に働ける環境整備を推進します

▶ 行動規準

シンプルで、ユニークで、
実用的な製品やサービスに
挑戦していきます



代表取締役社長CEO 岡 良一

「本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止についてのご案内」

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下のとおりご連絡いたします。何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1 株主様へのお願い

- ・5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・当日のご来場を希望される株主様におかれましては、最新の感染状況、政府・地方自治体の発表内容をご確認のうえ、ご自身の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくことをご検討ください。特に基礎疾患がある方、ご高齢の方は慎重なご判断をお願い申し上げます。

2 ご来場される株主様へのお願い

- ・本総会会場では、会場受付前でのアルコール消毒、検温及び会場内におけるマスク着用など、感染拡大防止のため当社が実施する措置へのご協力をお願い申し上げます。なお、マスク着用にご協力いただけない株主様、発熱、咳等の症状がある株主様には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・本総会会場では、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない場合がございます。このため、満席となった場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。

3 当社の対応について

- ・本総会に出席する当社役員等及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会においては、議事の時間を短縮し、議場での報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきますよう予定です。当日ご出席される株主様におかれましては、事前に招集通知をご高覧いただきますようお願い申し上げます。
- ・上記のほか、感染拡大防止のため、その他必要な措置を講ずる場合がございます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 岡 良一

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、**2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

-
- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件 |

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ **本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2頁記載の対策を実施させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。**

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>>> <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方

会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

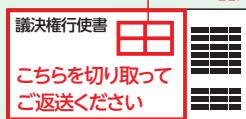
2021年6月25日（金曜日）
午前10時

株主総会にご出席されない方

郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

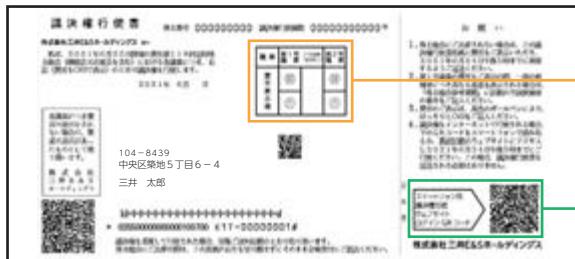
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印

否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合

【第1号議案】

「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※ 「スマート行使」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承願います。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

☑ パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙裏面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2020年度取締役会出席状況
1	おか りょういち 岡 良一	代表取締役社長 CEO、エンジニアリング事業管理室及び成長事業推進室担当	再任	21回/21回 (100%)
2	まつばら けいご 松原 圭吾	代表取締役副社長 社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当	再任	21回/21回 (100%)
3	まつむら たけつね 松村 竹実	取締役 CISO、経営企画部担当	再任	15回/15回 ※1 (100%)
4	たかはし たけゆき 高橋 岳之	成長事業推進室長兼人事総務部長	新任	6回/6回 ※2 (100%)
5	たなか としかず 田中 稔一	社外取締役	再任 社外 独立役員	21回/21回 (100%)
6	はが よしお 芳賀 義雄	社外取締役	再任 社外 独立役員	15回/15回 ※1 (100%)

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 独立役員候補者

※1. 取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

※2. 2020年6月25日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により当社取締役を退任しております。取締役退任前に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号 1

お か りょう い ち
岡 良一

(1958年10月8日生)

再任



所有する当社の株式数
8,900株
取締役在任期間
3年
取締役会出席状況
21回/21回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社
2005年 7月 機械・システム事業本部機械工場生産計画部長
2006年 3月 機械・システム事業本部機械工場品質保証部長
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
2013年11月 機械・システム事業本部テクノサービス事業室サービスセンター長
2014年 4月 理事、機械・システム事業本部テクノサービス事業室長
2015年 4月 執行役員
2016年 4月 機械・システム事業本部副事業部長（産業機械担当）

2017年 4月 常務執行役員、機械・システム事業本部長
2017年 6月 取締役
2018年 4月 (株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長
2018年 6月 当社取締役退任
2019年 4月 社長、現在に至る。
COO、CISO、経営企画部担当
2019年 6月 代表取締役、現在に至る。
監査部担当
2019年11月 エンジニアリング事業管理室担当、現在に至る。
2020年 1月 CEO、現在に至る。
2021年 4月 成長事業推進室担当、現在に至る。

取締役候補者とした理由

岡 良一氏は、2019年に当社社長就任以来、事業再生計画をリーダーシップをもって推進し、当社グループの業績回復に取り組んでおります。さらなる収益体質の強化及び構造改革を推進するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 2

まつばら けい ご
松原 圭吾

(1955年12月10日生)

再任



所有する当社の株式数
3,100株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
21回/21回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 三井物産(株)入社
2007年 4月 同社業務プロセス管理第一部長
2009年 4月 同社財務統括部長
2011年 4月 同社経理部長
2012年 4月 同社執行役員経理部長、CFO補佐
2015年 4月 同社常務執行役員、CFO
2015年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CFO

2017年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CFO
2018年 4月 同社取締役
2018年 6月 同社顧問
2019年 3月 当社顧問
2019年 6月 取締役、副社長、社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当、現在に至る。
2020年 1月 代表取締役、現在に至る。

取締役候補者とした理由

松原圭吾氏は、総合商社の経営者としての経験に基づく豊富な見識、並びに財務・経理業務の経験により培われた卓越した専門知識を活かし、当社グループの財務体質の改善に取り組んでおります。さらなる財務体質改善及び構造改革を推進するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

まつむら たけつね

松村 竹実

(1967年5月25日生)

再任



所有する当社の株式数
2,200株
取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発(株)取締役

2019年 3月 当社経営企画部長
2020年 6月 取締役、CISO、経営企画部担当、現在に至る。

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、船舶事業における卓越した見識を有しており、経営企画部担当として当社グループの事業再生計画の策定・実行をリードし、2020年度中期経営計画推進の中枢を担っております。中期経営計画の達成及び構造改革を推進するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 4

たかはし たけゆき

高橋 岳之

(1964年10月9日生)

新任



所有する当社の株式数
3,300株
取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
6回/6回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長

2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 (株)三井E&Sマシナリー執行役員
2019年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役
2020年 6月 取締役退任
2021年 3月 三井海洋開発(株)取締役、現在に至る。
2021年 4月 当社成長事業推進室長兼人事総務部長、現在に至る。

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力、並びに(株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長としての経験を通じて培った優れた経営能力を有しております。当社グループの成長事業の育成及び構造改革を推進するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、新たに取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

三井海洋開発(株)取締役

候補者番号 5

た な か と し か ず
田 中 稔 一

(1945年2月7日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
2,000株
社外取締役在任期間
6年
取締役会出席状況
21回/21回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

- | | | | |
|----------|--|----------|----------------|
| 1968年 4月 | 東洋高圧工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社 | 2009年 6月 | 同社代表取締役社長 |
| 1999年 6月 | 三井化学(株)取締役、基礎化学品事業本部フ
ェノール事業部長 | 2014年 4月 | 同社取締役 |
| 2003年 6月 | 同社常務取締役、基礎化学品事業グループ
副事業グループ長 | 2014年 6月 | 同社相談役 |
| 2004年 6月 | 同社基礎化学品事業グループ長 | 2015年 6月 | 当社社外取締役、現在に至る。 |
| 2005年 6月 | 同社代表取締役副社長、基礎化学品事業グ
ループ長 | 2018年 6月 | 三井化学(株)顧問 |
| 2007年 4月 | 同社基礎化学品事業本部、経営企画部、グ
ループ経営推進部、支店及び海外統括会社
担当 | 2020年 6月 | 同社名誉顧問、現在に至る。 |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中稔一氏は、長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、引き続き社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

三井化学(株)名誉顧問

独立性に関する事項

田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（以下「独立性基準等」という）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏が現在名誉顧問を務め、過去において業務執行者であった三井化学(株)との間には、機械部品の販売等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結売上収益に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。なお、当社100%出資の子会社である(株)三井E&Sエンジニアリングは、同社との共同事業における金融機関からの借入金に関して、2020年3月31日現在において10億89百万円の債務保証を行っていましたが、当該債務保証は2020年度中に終了しております。

候補者番号 6

は が よ し お
芳賀 義雄

(1949年12月24日生)

再任

社外

独立役員



略歴、当社における地位及び担当

1974年 4月 十條製紙(株)入社
1995年 7月 日本製紙(株)石巻工場原質部長
2002年 6月 同社参与小松島工場長
2005年 6月 同社取締役企画本部長、経営企画部長、
(株)日本製紙グループ本社取締役
2006年 4月 日本製紙(株)常務取締役企画本部長
2006年 6月 (株)日本製紙グループ本社取締役
2007年 6月 同社取締役企画本部長

2008年 5月 日本製紙連合会会長
2008年 6月 (株)日本製紙グループ本社代表取締役社長、
日本製紙(株)代表取締役社長
2013年 4月 日本製紙(株)代表取締役社長、社長執行役員
2014年 6月 同社代表取締役会長
2019年 6月 同社特別顧問、現在に至る。
2020年 6月 当社社外取締役、現在に至る。
2021年 6月 日本製紙(株)特別顧問退任予定

所有する当社の株式数
0株
社外取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

芳賀義雄氏は、長年、大手製紙会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待するため、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

芳賀義雄氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田中稔一氏及び芳賀義雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任又は選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中で当該保険契約について更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役樋口浩毅氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

たぐち しょういち
田口 昭一

(1958年4月9日生)

新任



所有する当社の株式数
7,200株

略歴、当社における地位

1985年 4月	当社入社	2020年 3月	三井海洋開発(株)取締役
2013年 6月	機械・システム事業本部機械工場長	2020年 4月	(株)三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長
2014年 4月	理事	2021年 4月	当社取締役、監査法務部担当、現在に至る。
2015年 4月	執行役員	2021年 6月	取締役退任予定
2016年 4月	常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）		
2018年 3月	(株)三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長		
2019年 6月	取締役、CCO、人事総務部担当、現在に至る。 CISO、経営企画部、技術統括部及び法務部担当		

監査役候補者とした理由

田口昭一氏は、製造・管理における卓越した見識を有するとともに、当社の執行役員や取締役としての豊富な業務経験及び(株)三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長としての実績により当社グループの経営の実情に通じております。同氏の経験と見識から適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

<ご参考1> 当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、任意の人事諮問委員会を設置し、同委員会が取締役の選任基準及び選任案の確認を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の確認を経た後、取締役候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査役候補者の選任議案については監査役会の同意を得た上で、取締役会に付議いたします。同委員会は、社長、社長が任命する取締役1名及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、社長を委員長としています。

<ご参考2> 社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以上

(メモ欄)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いているものの、持ち直しの傾向にあります。米国では、個人消費や設備投資の増加等により景気回復が続いております。欧州では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により経済活動が抑制され、景気回復は弱い動きとなっております。中国では、経済活動正常化に向けた経済対策や世界的な情報通信機器需要の拡大に伴う輸出及び設備投資等が増加し、景気は回復傾向にあります。国内経済においては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、2020年5月の緊急事態宣言の解除後は、経済活動レベルの段階的な引き上げにより、徐々に持ち直しの動きが見られたものの、感染再拡大が深刻化しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、エンジニアリング事業の海外EPC（設計・調達・建設）プロジェクトにおいて、大規模な損失が連続して発生したため、財務基盤が著しく毀損し、自己資本の回復と資金の確保が急務となりましたが、2019年5月に「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」を策定し、2019年11月に計画の一部見直しを行い、「資産及び事業の売却案件の追加と実行の加速」、「事業構造の改革及び、協働事業に関する他社との協業の促進」等の各施策を進めた結果、資金の確保に関しては、一定の目途が付けられる状況に至りました。

事業再生計画の各施策は順次実施しており、2020年10月1日付で「株式会社三井E&S鉄構エンジニアリング（同日付で三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社に商号変更）の一部株式譲渡」及び2021年4月1日付で「三井E&S環境エンジニアリング株式会社（同日付でJFE環境テクノロジー株式会社に商号変更）の株式譲渡」を完了しております。

また、2021年3月29日付で「三井E&S造船株式会社の艦艇事業等の譲渡」の最終契約及び、2021年4月23日付で「三井E&S造船株式会社の商船事業の一部株式譲渡」の最終契約の締結を完了しており、事業再生計画は着実に進展していると認識しております。

さらに、当社グループは、2020年8月に「2020年度中期経営計画（20中計）」（2020年4月から2023年3月までの経営計画）を策定し、「財務体質の改善」、「事業領域の集中と協業」、「経営基盤の強化」を基本方針とした戦略に着手しております。事業の集中と協業を明確にし、アライアンスによる市場創出を進め、「全ての機械にデジタル価値を付加する企業」を目指してまいります。

事業再生計画における各施策の完遂と、20中計に示す戦略を実行・加速することで、この難局を乗り越え、グループの企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

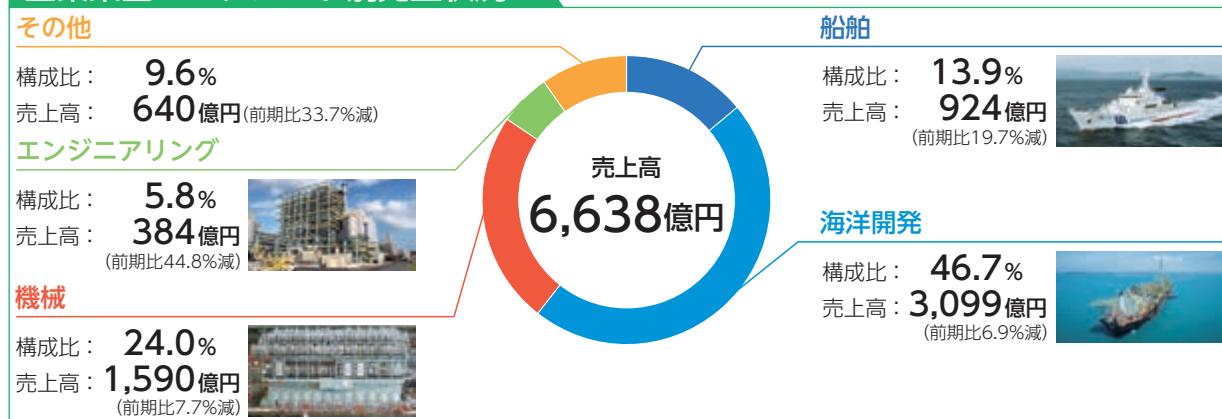
売上高	6,638億円 (前期比 15.6%減)	営業損益	△122億円
経常損益	△82億円	親会社株主に帰属する 当期純利益	1億円

当期の連結受注高は、連結子会社の三井海洋開発株式会社が大型F P S O（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）プロジェクトを受注しましたが、前期と比べて4,202億円減少の5,767億円となりました。

売上高は、海洋開発部門における新型コロナウイルス感染症の影響に伴うF P S O建造工事の進捗遅れ等により、前期と比べて1,226億円減少の6,638億円となりました。営業損失は、エンジニアリング部門でインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事における大幅な損失を前期に引き当てたことによる改善がみられた一方で、海洋開発部門において新型コロナウイルス感染症の影響による建造費用増加により、122億円（前期は621億円の営業損失）となりました。経常損失は、営業損失の計上及び持分法投資利益が増加したことなどにより、82億円（前期は605億円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、非支配株主に帰属する当期純損失の計上により、1億円（前期は862億円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

報告セグメントの状況は次のとおりです。なお、事業再生計画に伴う所管変更により、当期より社会インフラ事業を機械セグメントからその他セグメントへ変更しております。前期との比較は変更後の区分に基づいて記載しております。

企業集団のセグメント別売上状況



▶ 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区 分	主 要 営 業 品 目
船舶	船舶、艦艇、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、誘導加熱装置
エンジニアリング	再生可能エネルギー発電プラント、発電事業、海外土木・建築工事全般、ごみ処理プラント、水処理プラント、資源リサイクルプラント、PCB廃棄物処理施設
その他	陸上用ディーゼル発電プラント、情報・通信関連機器、システム開発

船舶部門



2020年度の取り組み

- 千葉工場での建造船を全て完成、引渡し
- 造船事業の協業展開が進展し、艦艇事業等の譲渡契約及び商船事業の資本提携に向けた子会社株式（三井E&S造船株）の譲渡契約を締結
- 設計のライセンス供与、環境対応船の開発・設計受託業務などの営業活動を展開

連結の受注高は、練習船やばら積み貨物運搬船などを受注しましたが、前期と比べて112億円減少の575億円となりました。売上高は、建造船工事の減少などにより、前期と比べて227億円減少の924億円となり、営業損失は、不採算工事の減少などにより、前期と比べて8億円改善の20億円となりました。

受注高

(単位：億円)



売上高

(単位：億円)



営業損失

(単位：億円)



TOPICS 護衛艦「くまの」命名・進水式挙行

2020年11月19日、三井E&S造船(株)玉野艦船工場において、三菱重工業(株)より受注した防衛省向け3,900トン型護衛艦の命名・進水式が執り行われ、「くまの」と命名されました。

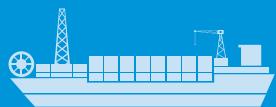
本艦は2018年度に2隻建造を計画された護衛艦であり、多様な任務への対応能力の向上とコンパクト化をコンセプトとしております。また、新たな取り組みとして、主契約者である三菱重工業(株)長崎造船所（1番艦「もがみ」）と三井E&S造船(株)玉野艦船工場（2番艦「くまの」）による同時建造というスキームを採用しております。

現在、岸壁にて艤装工事を行っており、2022年3月に引渡し予定です。



護衛艦「くまの」

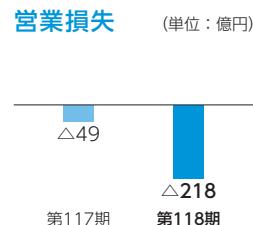
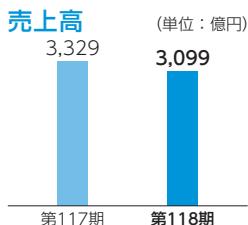
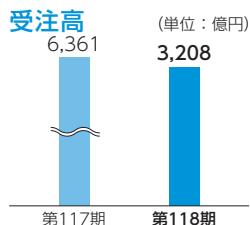
海洋開発部門



2020年度の取り組み

- ブラジル及びセネガル向けに2件のF P S O建造工事と1件のO&M (運転・保守点検) 契約を受注
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により進行中のF P S O建造工事に遅延が発生し、採算が悪化
- 浮体式洋上風力発電において、低コスト化技術開発に関する調査研究を開始

連結の受注高は、F P S O建造プロジェクトなどを受注しましたが、前期と比べて3,153億円減少の3,208億円となりました。売上高は、F P S O建造工事が進捗したものの、前期と比べて229億円減少の3,099億円となり、営業損失は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を織り込んだことなどにより、前期と比べて169億円悪化の218億円となりました。



TOPICS セネガル沖合サンゴマール鉱区向けF P S Oのオペレーション&メンテナンス契約を受注

当社子会社の三井海洋開発(株)は、オーストラリアのエネルギー大手であるウッドサイド・エナジー社より、西アフリカ・セネガル沖初の海洋油田開発プロジェクト向けとなる記念すべきF P S Oを2020年1月に受注し、建造を進めていますが、同年12月には、本F P S Oのオペレーション&メンテナンス (運転・保守点検) 契約も受注しました。

同社が受注したのは、客先へのF P S O引渡し後10年 (その後1年毎×10回の延長オプションあり) の長期契約であり、同社の地理的観点での事業ポートフォリオの最適化だけでなく、長期的な観点での安定収益基盤拡大にも寄与するプロジェクトになると期待されています。



三井海洋開発(株)が受注したセネガル沖合サンゴマール鉱区向けF P S Oの完成予想イラスト

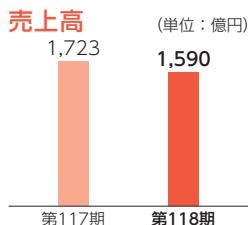
機械部門



2020年度の取り組み

- ガス燃料船用の主機を成長分野と位置付けて営業活動を展開
- 大型船用ディーゼル機関 148基（331万馬力）を生産
- 将来の排出ガスゼロに対応可能な「ニア・ゼロ・エミッション トランスターナ」の需要が堅調
- アフターサービス事業は環境規制へ対応した部品サービス、レトロフィットビジネスが好調

連結の受注高は、新造船市況の低迷に伴う船用ディーゼル機関の減少及び新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う投資先送りによるコンテナクレーン、産業機械などの減少により、前期と比べて490億円減少の1,253億円となりました。売上高は、造船所での生産調整の影響を受けて船用ディーゼル機関の引渡しが先送りになっていることなどにより、前期と比べて132億円減少の1,590億円となり、営業利益は、売上高の減少などにより前期と比べて21億円減少の98億円となりました。



TOPICS 水素バリューチェーン推進協議会への参画と、水素燃料電池搭載トランスターナ®開発着手

(株)三井E&Sマシナリー及び(株)加地テックは、水素分野におけるグローバルな連携や水素サプライチェーンの形成を推進する新たな団体「水素バリューチェーン推進協議会」に加入し、水素社会の実現に貢献いたします。

具体的には、当社グループの主力製品である船用大型ディーゼル機関や港湾クレーンなどからの温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組んでおり、将来的には燃料としての水素や動力源としての燃料電池の活用を進めてまいります。その一環として、2022年度中に水素燃料電池（FC）電源装置を搭載したトランスターナ®の実機モデルを完成させ、社内試験を完了させる予定です。また、水素ステーションや水素出荷設備等の水素関連事業用圧縮機及びその周辺機器も提供してまいります。



FC電源装置搭載トランスターナ®

エンジニアリング部門



2020年度の取り組み

- インドネシア向け火力発電所土木建築工事は想定の範囲内で進捗
- ベトナム向け火力発電所土木建築工事を完成、引渡し
- バイオマス発電事業子会社（市原グリーン電力㈱）を譲渡
- 環境事業子会社（三井E&S環境エンジニアリング㈱）の譲渡契約を締結

連結の受注高は、前期に化学プラント事業の子会社を譲渡した影響などにより、前期と比べて255億円減少の227億円となりました。売上高は、新規受注を控えた影響に加え連結子会社の減少により前期と比べて312億円減少の384億円となり、営業利益は、前期に多額の受注工事損失引当金を計上したことにより717億円改善の3億円となりました。

受注高

(単位：億円)



売上高

(単位：億円)



営業損益

(単位：億円)



TOPICS 千葉県市原市のバイオマス発電所の商業運転開始

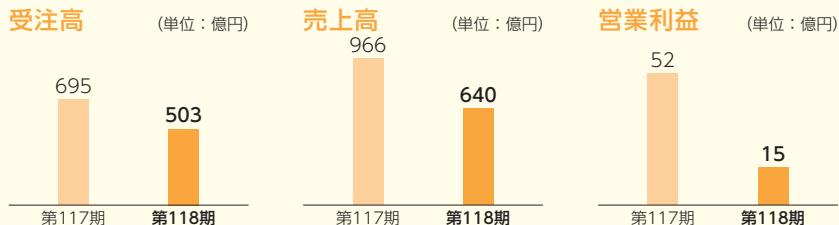
2020年12月17日、伊藤忠商事㈱、大阪ガス㈱及び㈱三井E&Sエンジニアリングの3社が共同出資する市原バイオマス発電㈱は、商業運転を開始いたしました。

本発電所は、千葉県市原市の三井E&Sホールディングス千葉事業場内に位置しており、㈱三井E&Sエンジニアリングが施工を進めてきました。燃料の全量に木質ペレット及びパーム椰子殻 (PKS) を使用するバイオマス発電所 (発電容量49.9MW) であり、一般家庭約12万世帯の年間消費電力量約3.5億キロワットを賄うことが可能です。今後、当社グループ会社が運転及び保守を担当するなど、出資各社の強みを活かした安定的な発電所運営を行ってまいります。



千葉県市原市のバイオマス発電所

その他部門



連結の受注高は、不動産賃貸管理業の子会社売却等により、前期と比べて191億円減少の503億円で、売上高は、前期と比べて325億円減少の640億円となり、営業利益は、前期と比べて38億円減少の15億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分	受注高	売上高	受注残高
船 舶	57,496	92,394	62,734
海 洋 開 発	320,810	309,949	1,237,132
機 械	125,319	159,048	93,482
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	22,703	38,426	57,089
そ の 他	50,339	64,015	108,762
計	576,668	663,834	1,559,202

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は127億円であり、その主な内容は、子会社における船用ディーゼル機関の環境規制に対応する設備の拡張工事、次世代FPSO用新造船体設計費用などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、短期借入金505億円、長期借入金13億円などの調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、社債の償還、運転資金等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況

1 当社の主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	40,380百万円
三井住友信託銀行株式会社	25,465
株式会社みずほ銀行	8,044

2 三井海洋開発株式会社の主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,744百万円
株式会社中国銀行	2,070
株式会社みずほ銀行	1,087

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第115期 (2017年度)	第116期 (2018年度)	第117期 (2019年度)	第118期 (2020年度)
受 注 高 (百万円)	1,160,662	710,127	996,848	576,668
売 上 高 (百万円)	703,216	656,504	786,477	663,834
営業損失 (△) (百万円)	△5,224	△59,703	△62,079	△ 12,243
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,061	△50,502	△60,457	△ 8,223
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△10,137	△69,599	△86,210	134
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△125.42	△861.09	△1,066.47	1.67
総 資 産 (百万円)	1,029,222	999,100	840,380	766,449
純 資 産 (百万円)	356,837	280,239	105,355	95,901
1株当たり純資産 (円)	2,958.83	1,973.91	796.36	834.99

(6) 対処すべき課題

当社グループは、エンジニアリング事業の海外大型EPCプロジェクトの損失により、財務基盤が大きく毀損したことから、この回復を急務としております。また、造船事業やエンジニアリング事業など既存事業の収益も低迷しており、不採算事業からの撤退や新たな収益の柱となる成長事業の育成が必要と考えております。このような状況のもと、当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼回復に向け「三井E&Sグループ 事業再生計画」に加え、「2020年度中期経営計画（20中計）」を策定し、財務基盤の回復及び収益体質の強化を目指し、総力を挙げて取り組んでまいります。

(財務体質及び収益体質の強化)

事業、資産の売却を実行した結果、毀損した自己資本の回復、資金の確保に関しては、一定の目途が付けられる状況に至りました。既に、「財務体質の改善」、「事業領域の集中と協業」、「経営基盤の強化」を基本方針とした戦略に着手しており、事業規模及び人員規模をスリム化し、収益体質の強化を通じて財務体質のさらなる改善に努めます。

(事業構造の変革)

「20中計」では、「全ての機械にデジタル価値を付加する企業」を目指す姿とし、機械・システム及び海洋開発の事業領域へ集中する一方、他の事業は協業による市場創出等を進めます。具体的な施策は次のとおりです。

i. 機械事業、海洋開発事業の強化

グループ内の事業再編に伴う人員再配置と並行し、研究開発部門、アフターサービス部門については、人材リソースの強化を進めております。今後は船用推進システム全般への拡張、LSS事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）の強化、海外への事業展開による収益力強化を進めております。

ii. 造船事業、社会インフラ事業の再編

造船事業については、千葉工場における商船新造事業からは撤退、艦艇事業は事業譲渡のための株式譲渡契約を締結、商船事業は資本提携に向けた株式譲渡契約を締結しております。商船を対象としたエンジニアリングと委託建造事業にポートフォリオを変革していきます。

また、社会インフラ事業は、橋梁等建設事業の一部株式の譲渡を完了しております。

iii. エンジニアリング事業の再編

社長直下にエンジニアリング事業管理室を設立し、エンジニアリング事業のガバナンス体制の再構築を進め、既受注の発電土木プロジェクトの遂行と収益改善を進めています。また、化学プラント事業、及び環境関連事業は事業譲渡のための株式譲渡を完了し、エンジニアリング事業の整理とそれらの事業に関連する人員の再配置を進めております。

(7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三井E&S造船株式会社	100 百 万 円	100.0%	船舶、艦艇、エアクッション艇、及び関連機器・装置などの設計、製作、建造、エンジニアリング、修理・保守業務、建設・据付など
株式会社三井E&Sマシナリー	2,020 百 万 円	100.0	船用ディーゼル機関、各種産業機械、運搬機、インフラ設備の製作、据付、アフターサービスなど
株式会社三井E&Sエンジニアリング	100 百 万 円	100.0	プラントなどの設計、調達、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務など
三井海洋開発株式会社	30,122 百 万 円	50.1	FPSOの設計、建造、リース、操業及び保守点検
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.3	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	170 百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設、操業及び保守点検
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百 万 円	100.0	システムの開発、販売

- (注) 1. DKK…デンマーククローネ
 2. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
 3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む計82社であり、持分法適用関連会社は49社であります。
 4. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(8) 主要拠点等 (2021年3月31日現在)

1 当社

会社名	住 所
株式会社三井E&Sホールディングス	東京都中央区

2 子会社

会社名	住 所
三井E&S造船株式会社	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、千葉県市原市
株式会社三井E&Sマシナリー	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、大分県大分市
株式会社三井E&Sエンジニアリング	(本社) 千葉県千葉市
三井海洋開発株式会社	(本社) 東京都中央区
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク国
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

1 企業集団の従業員数

部 門	従業員数
船 舶	2,054名
海 洋 開 発	4,781
機 械	2,955
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	1,123
そ の 他	1,752
全 社 (共 通)	38
合 計	12,703

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	93名減少	45.2歳	19.7年

- (注) 1. 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 2. 従業員数が前事業年度末に比べて93名減少しておりますが、その主な要因は岡山県玉野市にて当社が運営していた旧玉野三井病院と旧玉野市立玉野市民病院との経営統合に伴い、病院職員が新たに設立された法人へ転籍したことによるものです。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- イ. 当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sエンジニアリングは、同社が保有していた同社子会社の市原グリーン電力株式会社の株式（発行済株式総数の70.2%）について、2020年4月23日付で、株式会社タケエイと株式譲渡契約を締結し、2020年4月30日付で、同社に譲渡しました。
また、株式会社三井E&Sエンジニアリングは、同社が保有していた同社子会社の三井E&S環境エンジニアリング株式会社の全株式について、2020年12月3日付で、JFEエンジニアリング株式会社と株式譲渡契約を締結し、2021年4月1日付で、同社に譲渡しました。
- ロ. 当社は、2020年6月12日付で、三菱重工業株式会社と、当社100%出資の子会社である三井E&S造船株式会社の艦艇事業等の譲渡に向けた協議を開始することに関する基本合意書を締結しました。また、当社は、2021年3月29日付で、三井E&S造船株式会社の艦艇事業等を吸収分割により当社が新たに設立する株式会社に承継した上で、当該会社分割の効力発生日付で、新会社の株式の全てを三菱重工業株式会社に譲渡することを決議しました。当該会社分割の効力発生日及び当該株式譲渡の実行日は、2021年10月1日を予定しております。
- ハ. 当社は、2020年7月31日付で、常石造船株式会社と、三井E&S造船株式会社（艦艇事業等を除く）の株式の一部譲渡に向けた協議を開始することに関する基本合意書を締結しました。その後、当社は、2021年4月23日付で、常石造船株式会社と、当社が保有する三井E&S造船株式会社の株式の49%を2021年10月1日付で同社に譲渡する旨を定めた株式譲渡契約を締結しております。
- ニ. 当社は、保有していた株式会社三井E&S鉄構エンジニアリングの株式の70%について、2020年8月6日付で、三井住友建設株式会社と株式譲渡契約を締結し、2020年10月1日付で、同社に譲渡しました。
- ホ. 当社は、2021年2月1日付で、吸収分割の方法により、株式会社三井E&Sエンジニアリングが所有するDASH Engineering Philippines, Inc.株式を承継しました。

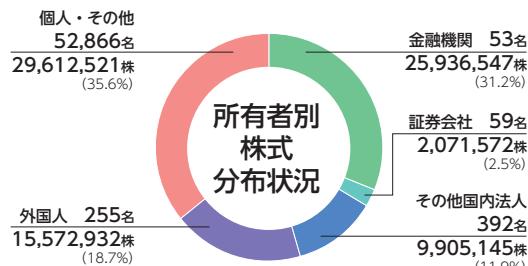
2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 150,000,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 83,098,717株
(資本金の額 44,384,954,321円)

3 株 主 数 53,625名

4 大 株 主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,437千株	7.96%
今治造船株式会社	2,900	3.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,722	3.36
三井物産株式会社	2,550	3.15
株式会社百十四銀行	2,498	3.09
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,331	2.88
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	2,100	2.59
大樹生命保険株式会社	1,600	1.97
株式会社三井住友銀行	1,364	1.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1,186	1.46

- (注) 1. 当社は、2,250,644株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	(CEO、エンジニアリング事業管理室及び監査部担当)	岡 良 一	—
代表取締役副社長	(社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当)	松 原 圭 吾	—
取締役	(CCO、人事総務部及び法務部担当)	田 口 昭 一	(株)三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長
取締役	(CISO、経営企画部担当)	松 村 竹 実	—
取締役		田 中 稔 一	三井化学(株)名誉顧問
取締役		芳 賀 義 雄	日本製紙(株)特別顧問
常勤監査役		塩 見 裕 一	—
常勤監査役		樋 口 浩 毅	—
監査役		田 中 浩 一	AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役 (株)ホンダトレーディング社外監査役
監査役		上 野 誠 一	—

- (注) 1. CEO：最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
 2. CFO：財務統括責任者 (Chief Financial Officer)
 3. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者 (Chief Compliance Officer)
 4. CISO：情報セキュリティ統括責任者 (Chief Information Security Officer)
 5. 取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄は、社外取締役であります。
 6. 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、社外監査役であります。
 7. 当社は、取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 8. 当事業年度における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
田 口 昭 一	三井海洋開発(株)	取締役	2021年3月23日退任

9. 監査役塩見裕一は、当社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 10. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 11. 取締役田中稔一及び取締役芳賀義雄並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

2 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬及び業績連動報酬（株価連動報酬・利益連動報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、月例報酬のみを支払う。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準・当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、以下の2項目とする。

・ 株価連動報酬

株価を反映した現金報酬とし、基準月俸2ヶ月分の報酬基礎額を在任期間中毎年積み立てる。退任後1年を経過した年に支給を開始し、年1回一定の時期に在任期間と同期間支給する。支給額は、支給年に対応する在任年6月最終営業日の株価により支給年6月最終営業日の株価を除いた値を、対応する在任年の報酬基礎額に乗じた額とする。

・ 利益連動報酬

業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給する。算出根拠となる連結ROICの値は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会に報告する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
月例報酬、株価連動報酬、利益連動報酬の割合については、役位によらず一定の構成とする。月例報酬と株価連動報酬の報酬基礎額の合計に対し、利益連動報酬は、その0%から50%の間で変動する。代表取締役社長は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。
5. 代表取締役社長への委任
個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長 岡 良一 がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を経るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。
6. 上記の他報酬等の決定に関する事項
当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置している。同委員会は、独立社外取締役2名、及び代表取締役社長の計3名で構成され、独立社外取締役を委員長としている。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	利益連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	91 (19)	91 (19)	－ (－)	7名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	72 (19)	72 (19)	－ (－)	6名 (3)
合 計	164	164	－	13名

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含み、無報酬の取締役5名を除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は4名です。
4. 在任中の取締役に対する株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 上記のほか、退任された取締役5名に対して、在任時の株価連動報酬額5百万円を支給しております。

ハ. 利益連動報酬に関する事項

利益連動報酬にかかる業績指標は、当社の経営戦略に即した基準である連結投下資本利益率（ROIC）とし、経営効率を高め、また報酬と業績の連動性を高めることを目的としております。また、ROICの実績は△3.2%でありました。

なお、本利益連動報酬の対象となる職務執行期間は2021年7月1日から2022年6月30日までとなります。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役田中浩一は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社ホンダトレーディングの社外監査役を兼任しております。当社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社及び株式会社ホンダトレーディングとの間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- (イ) 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
田中 稔一	21回中21回 (100%)	出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会委員長及び人事諮問委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。
芳賀 義雄	15回中15回 (100%)	出席した取締役会においては、大手製紙会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会委員及び人事諮問委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。

(注) 取締役芳賀義雄は、2020年6月25日開催の第117回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（15回開催）について記載しております。

(ロ) 社外監査役

氏名	出席状況		取締役会及び監査役会における発言状況
	取締役会	監査役会	
田中 浩一	21回中21回 (100%)	15回中15回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。
上野 誠一	15回中15回 (100%)	11回中11回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

(注) 監査役上野誠一は、2020年6月25日開催の第117回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（15回開催）及び監査役会（11回開催）について記載しております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	248百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三井海洋開発株式会社の海外子会社及びBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では2021年3月25日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- 2) 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- 3) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 4) 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- 2) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は対象事案の担当取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- 3) 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。主要な子会社においては「リスク管理検討会議」を設置し、個社で自主リスクチェックを行い、その結果も踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行う。
- 4) 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ内部監査部門の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- 2) 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- 3) 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制については、「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- 2) 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、監査法務部長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- 4) コンプライアンス体制については、内部監査部門の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 5) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- 2) 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」他の社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。

- 3) 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、内部監査部門の独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 4) コンプライアンスについては、「グループコンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- 5) 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- 6) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1) 監査役職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- 2) 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役職務の執行を補助する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- 2) 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9 監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
 - ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - ④ 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- ②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役会が要求した場合は、監査役職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- 2) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2020年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

1 内部統制システム

- イ. 当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム」を構築するために、経営企画部担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。2018年度までの課題を踏まえ、同委員会の運営要領を見直しました。その結果、リスク管理に特化した委員会とし、実効性のあるリスク管理の実践に努めております。
- 2020年度において同委員会を2回開催し、リスク管理体制について議論しております。同委員会での議論の結果に基づき、個別のリスク対応策を実行しました。
- 一方、従前の「内部統制システム構築の基本方針」に係る関連法令への対応、財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについては、同委員会に代わり経営企画部内に設置している内部統制室が、経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に適宜提言や報告を行いました。

2 リスク管理体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。
- 重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」にて定期的にモニタリングを行いました。
- ロ. 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。主要な子会社においては、個社に設置した「リスク管理検討会議」にて個社で自主リスクチェックを行いました。特に当社決裁を要する案件に関しては、個社の自主リスクチェックの結果を踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行い、リスク管理を行いました。
- ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部監査部門が社内規程に基づき上記ロ. の当社のリスクチェック実施状況を確認しました。また、この他にも年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。
- 二. 2020年度において、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、従前から整備していた事業継続計画（BCP）をより具体的な対応マニュアルとして社内規程に纏め、緊急時に直ちに行動が起こせるよう見直しました。

3 コンプライアンス体制

- イ. 「グループコンプライアンス運営規程」に基づき2020年度において「グループコンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、グループ横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、「グループコンプライアンス委員会」において、継続的に監視を徹底しております。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、当社グループ新入社員に対するコンプライアンス研修を実施し、このほか、当社及び子会社の従業員に対するeラーニングによるコンプライアンス研修を実施するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員などから相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

4 グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ. 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、上記2イ. の「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	766,449
流動資産	479,067
現金及び預金	137,647
受取手形及び売掛金	233,955
商品及び製品	5,925
仕掛品	55,287
原材料及び貯蔵品	4,231
短期貸付金	1,745
その他	41,772
貸倒引当金	△1,498
固定資産	287,382
有形固定資産	131,146
建物及び構築物	26,857
機械装置及び運搬具	19,069
土地	70,959
リース資産	9,244
建設仮勘定	2,337
その他	2,679
無形固定資産	27,400
のれん	9,631
その他	17,769
投資その他の資産	128,835
投資有価証券	51,587
長期貸付金	39,963
退職給付に係る資産	8,326
繰延税金資産	11,634
その他	17,666
貸倒引当金	△342
資産合計	766,449

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	670,548
流動負債	559,244
支払手形及び買掛金	215,208
短期借入金	70,852
1年内返済予定の長期借入金	20,713
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	3,000
未払法人税等	6,490
前受金	94,345
保証工事引当金	10,823
受注工事損失引当金	77,043
修繕引当金	3,731
資産除去債務	4
その他	42,029
固定負債	111,303
社債	20,000
長期借入金	37,964
リース債務	7,405
繰延税金負債	2,421
退職給付に係る負債	8,052
役員退職慰労引当金	20
事業構造改革引当金	1,879
資産除去債務	2,368
再評価に係る繰延税金負債	12,244
その他	18,947
〔純資産の部〕	95,901
株主資本	49,488
資本金	44,384
資本剰余金	18,396
利益剰余金	△8,596
自己株式	△4,696
その他の包括利益累計額	18,019
その他有価証券評価差額金	193
繰延ヘッジ損益	△9,174
土地再評価差額金	27,609
為替換算調整勘定	△5,930
退職給付に係る調整累計額	5,321
新株予約権	151
非支配株主持分	28,241
負債及び純資産合計	766,449

▶ 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		663,834
売上原価		632,967
売上総利益		30,867
販売費及び一般管理費		43,111
営業損失		12,243
営業外収益		
受取利息	4,586	
受取配当金	190	
持分法による投資利益	3,316	
為替差益	479	
その他	2,500	11,071
営業外費用		
支払利息	2,786	
支払手数料	2,983	
デリバティブ評価損	138	
その他	1,143	7,051
経常損失		8,223
特別利益		
固定資産処分益	654	
投資有価証券売却益	1,775	
関係会社株式売却益	2,334	
修繕引当金戻入額	1,552	6,316
特別損失		
固定資産処分損	1,037	
減損損失	2,381	
関係会社株式売却損	1,919	
事業構造改革費用	1,204	
退職給付費用	818	
関係会社清算損	395	7,757
税金等調整前当期純損失		9,664
法人税、住民税及び事業税	3,251	
法人税等調整額	△4,686	△1,435
当期純損失		8,228
非支配株主に帰属する当期純損失		8,363
親会社株主に帰属する当期純利益		134

計算書類

▶ 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	334,777
流動資産	128,402
現金及び預金	48,030
受取手形	1,150
売掛金	1,190
原材料及び貯蔵品	5
前渡金	271
前払費用	5
短期貸付金	72,910
その他	5,223
貸倒引当金	△385
固定資産	206,374
有形固定資産	80,809
建物	9,823
構築物	3,504
機械及び装置	1,304
船舶	0
車両運搬具	0
工具器具備品	268
土地	65,156
リース資産	647
建設仮勘定	104
無形固定資産	466
特許権	6
ソフトウェア	401
その他	58
投資その他の資産	125,098
投資有価証券	2,198
関係会社株式	113,790
出資金	0
関係会社出資金	6,705
関係会社長期貸付金	250
破産更生債権等	52
長期前払費用	7
前払年金費用	186
その他	1,970
貸倒引当金	△63
資産合計	334,777

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	301,648
流動負債	115,397
支払手形	115
買掛金	362
短期借入金	67,841
1年内返済予定の長期借入金	11,954
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	141
未払金	5,719
未払費用	573
未払法人税等	435
前受金	191
預り金	12,960
賞与引当金	71
受注工事損失引当金	31
固定負債	186,251
社債	20,000
長期借入金	25,778
リース債務	571
関係会社事業損失引当金	124,618
特別環境保全費用引当金	829
繰延税金負債	104
再評価に係る繰延税金負債	12,244
資産除去債務	1,709
その他	394
〔純資産の部〕	33,128
株主資本	5,150
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	△52,692
その他利益剰余金	△52,692
固定資産圧縮積立金	422
繰越利益剰余金	△53,114
自己株式	△4,696
評価・換算差額等	27,825
その他有価証券評価差額金	216
土地再評価差額金	27,609
新株予約権	151
負債及び純資産合計	334,777

▶ 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	10,007	
関係会社受取配当金	10,547	
その他の営業収益	2,410	22,964
営業費用		11,328
営業利益		11,636
営業外収益		
受取利息	1,433	
受取配当金	68	
その他	213	1,715
営業外費用		
支払利息	1,390	
社債利息	258	
支払手数料	2,983	
その他	324	4,957
経常利益		8,394
特別利益		
固定資産処分益	4	
投資有価証券売却益	178	
関係会社株式売却益	3	
関係会社事業損失引当金戻入額	8,163	
関係会社清算益	259	8,609
特別損失		
固定資産処分損	424	
減損損失	810	
関係会社株式評価損	260	1,494
税引前当期純利益		15,509
法人税、住民税及び事業税	3,129	
法人税等調整額	△3,870	△741
当期純利益		16,250

》 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田真	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田芳明	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田真	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田芳明	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役	塩見裕一	Ⓜ
常勤監査役	樋口浩毅	Ⓜ
監査役	田中浩一	Ⓜ
監査役	上野誠一	Ⓜ

(注) 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(メモ欄)

(メモ欄)

(メモ欄)

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>

三井E&S



■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{市場価格で売却}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{¥}} \\
 \text{現金化}
 \end{array}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{保有}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{40\text{株}} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{100\text{株}} \\
 \text{単元株式 (100株)}
 \end{array}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ 「マクドナルド」手前右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- ⑤ 階段を上がったなら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡り、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡り、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、**午前9時15分**を予定しております。
 ※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

交通

JR線・銀座線「**新橋**」駅 —— 徒歩15分
 都営浅草線「**新橋**」駅

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線「**汐留**」駅 —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線「**築地市場**」駅 - **A1** 又は **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線「**築地**」駅 —— 築地本願寺方面改札 **1番** 又は **2番** 出口より徒歩12分



**三井E&Sホールディングス本社
 (浜離宮三井ビルディング)**

**三井E&Sホールディングス本社
 (浜離宮三井ビルディング)**



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。

※本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2頁記載の対策を実施させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mes.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。